

平成28年度

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

「大阪の教育力」の向上に向けて	1
■平成28年度の実施方針の重点	3
重点1 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上	3
(1) 【「確かな学力」の育成】	3
(2) 【グローバル人材の育成】	3
(3) 【授業の質の向上】	3
(4) 【学校の教育活動の積極的な情報発信】	4
重点2 障がいのある子どもの自立支援	4
(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】	4
(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	5
(7) 【自己実現や社会参加を促進する教育の充実】	5
重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ	6
(8) 【キャリア教育の充実】	6
(9) 【人権尊重の教育の推進】	6
(10) 【情報リテラシーの育成】	7
(11) 【中退防止の推進】	8
(12) 【不登校生徒への対応の充実】	8
(13) 【いじめの防止】	8
(14) 【政治的教養を育む教育の推進】	9
(15) 【読書活動の推進】	9
重点4 健やかな体のはぐくみ	10
(16) 【薬物乱用防止の取り組み】	10
重点5 教員の資質向上	10
(17) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】	10
(18) 【体罰防止の取り組み】	11
(19) 【セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み】	11
(20) 【より適正な教職員評価】	12
(21) 【「指導が不適切である」教員への対応】	12
(22) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】	13
(23) 【入学者選抜の厳正な実施】	13
(24) 【個人情報の適正な管理】	14
重点7 安全で安心な学びの場づくり	14
(25) 【生命尊重の取り組み】	14
(26) 【児童虐待防止の取り組み】	15
(27) 【生徒支援の充実】	15
(28) 【防災教育の取り組み】	15
(29) 【学校の体育活動中の事故防止の取り組み】	15
重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	16
(30) 【家庭教育支援の充実】	16

本編	17
----	----

■第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上	17
1 「取組みの重点」に関する事項	17
(1) 【「確かな学力」の育成】	17
<特色ある教育活動の充実>	17
<教育課程の編成>	17
<学習内容の充実>	17
<学習指導要領の確実な実施>	17
<学習指導等における留意点>	17
<児童・生徒の学習評価>	18
<学習形態の工夫>	18
<総合的な学習の時間の実施>	18
<学校外の学修>	18
(2) 【グローバル人材の育成】	19
<国際教育>	19
<理数教育の充実>	19
<国際理解教育のさらなる推進>	19
<海外修学旅行の実施>	19
<近隣アジア諸国との交流>	19
<平和教育の推進>	19
(3) 【授業の質の向上】	20
<授業改善>	20
<文化財の活用>	20
<環境教育の推進>	20
<学校図書館の活用>	21
2 その他の重要事項	21
<部活動の取組み>	21
<異なる校種間での連携の推進>	21
■第2章 障がいのある子どもの自立支援	22
1 「取組みの重点」に関する事項	22
(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】	22
<交流及び共同学習の推進>	22
<高等学校における支援教育の推進>	22
(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	22
<個々の状況に即した適切な支援の充実>	22
<個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>	23
<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>	23
<府立支援学校における医療的ケアのさらなる充実>	23
<府立支援学校における地域支援の推進>	24
<府立支援学校における放課後等の諸活動の充実>	24
(7) 【自己実現や社会参加を促進する教育の充実】	24
<障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>	24
<進路先への定着支援の推進>	24
■第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ	25
1 「取組みの重点」に関する事項	25
(8) 【キャリア教育の充実】	25
<キャリア教育の充実>	25
<進路指導の充実>	25

<進路に係る問題事象への対応>	25
<経済的理由により就学困難な生徒への配慮>	25
<進学に係る奨学金等の指導>	25
(9) 【人権尊重の教育の推進】	26
<人権教育推進計画の作成>	26
<人権教育の一環としての同和教育の推進>	26
<男女平等教育の推進>	26
<日本語指導を必要とする生徒に対する支援>	27
<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>	27
<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>	27
<差別事象等に対する対応>	28
<PTAの人権意識の高揚>	28
<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>	28
<人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>	29
(10) 【情報リテラシーの育成】	29
<情報通信ネットワークの適切な活用>	29
<情報モラルの育成>	29
<携帯電話使用に係る指導の充実>	29
(11) 【中退防止の推進】	30
<中退防止に向けた指導体制の確立>	30
(12) 【不登校生徒への対応の充実】	30
<不登校生徒の状況把握と教育相談体制の充実>	30
(13) 【いじめの防止】	31
<いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>	31
<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>	31
(15) 【読書活動の推進】	32
<読書活動の推進>	32
2 その他の重要事項	32
<国旗・国歌の指導>	32
<心の教育の充実>	32
<「志（こころざし）学」の充実・改善>	32
<道徳教育の推進>	33
<体験活動の充実>	33
<大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用>	33
<規範意識の育成>	33
<「こころの再生」府民運動>	33
<がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>	34
<問題行動への対応の充実>	34
<教育相談体制の充実>	34
<子どもの尊厳を守る取組み>	34
<生徒の状況に応じた指導の工夫と改善>	34
<法定表簿等の適切な記載>	34
■第4章 健やかな体のはぐくみ	36
1 「取組みの重点」に関する事項	36
(16) 【薬物乱用防止の取組み】	36
<喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実>	36
2 その他の重要事項	36
<学校保健計画の策定>	36
<健康教育の充実・体力づくりの推進>	36
<学校保健委員会の開催>	36
<性に関する指導の充実>	36
<養護教諭複数配置校における取組みの充実>	37
<食育の推進>	37

■第5章 教員の資質向上	38
1 「取組みの重点」に関する事項	38
(17) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】	38
<社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>	38
<教職員相互に高め合う職場環境づくり>	38
<校内外の研修を効果的に活用した人材育成>	38
<その他各種研修成果の還元>	38
<教職員全体の指導力向上>	38
<府立支援学校における教員の専門性の向上>	39
<教職員のカウンセリングスキルの向上>	39
<教職員人権研修ハンドブックの活用>	39
(18) 【体罰防止の取組み】	39
<体罰の防止>	39
(19) 【セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】	39
<幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止>	39
<相談窓口や被害者救済システムの周知>	40
<職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止>	40
<職場におけるパワー・ハラスメントの防止>	40
(20) 【より適正な教職員評価】	41
<評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>	41
2 その他の重要事項	41
<教員免許更新制についての周知徹底>	41
<優秀教職員等表彰について>	41
<承認研修について>	41
<不祥事の未然防止について>	41
<飲酒運転について>	42
<勤務時間管理等について>	42
<服務監督について>	43
<休憩時間について>	43
<次世代育成について>	43
<自家用自動車等を使用しての通勤認定について>	43
<通勤について>	44
<兼職・兼業について>	44
<旅費について>	44
■第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり	45
1 「取組みの重点」に関する事項	45
(22) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】	45
<PDCAサイクルによる学校経営の推進>	45
<支援チームの活用>	45
<学校評価における学校関係者評価の活用>	45
<組織的・効率的な学校運営>	45
<職員会議の適切な運営>	46
<加配教員の適切な活用>	46
(24) 【個人情報情報の適正な管理】	46
<情報管理規定の策定>	46
<行政文書や個人情報情報の適切な取扱い>	46
<情報機器からの情報漏洩の防止>	47
2 その他の重要事項	47
<保護者・地域ニーズの学校運営への反映>	47
<学校協議会を通じた学校運営>	47
<保護者等への授業公開>	47
<学校Webページの活用>	47

<学校におけるICT活用の推進>	48
<工科高校等の地域連携・地域貢献>	48
<週休日の教育活動>	48
<土曜授業>	48
<学校会計事務の適正化>	49
<非常勤職員雇用の留意点>	49
<行政の福祉化>	49
<転入学の受入対応>	49
<就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策>	50
<備品の適正管理>	50
■第7章 安全で安心な学びの場づくり	51
1 「取組みの重点」に関する事項	51
(27) 【生徒支援の充実】	51
<生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>	51
(29) 【学校の体育活動中の事故防止の取組み】	51
<学校の体育活動中の事故防止の徹底>	51
2 その他の重要事項	52
<学校安全計画の策定>	52
<安全確保及び学校の安全管理>	52
<安全対策の推進>	52
<緊急事態への対処>	53
<保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底>	53
<AEDを含む心肺蘇生実習の実施>	53
<学校給食における衛生管理の徹底>	53
■第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	55
1 「取組みの重点」に関する事項	55
(30) 【家庭教育支援の充実】	55
<教育コミュニティへの参画と活性化>	55
<地域教育協議会への参画・協力>	55
<親学習の実施促進>	55
2 その他の重要事項	55
<PTA活動の活性化>	55
資 料	56

「大阪の教育力」の向上に向けて

知識基盤社会の到来と情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、日本の社会は大きく変化してきました。

平成 27 年 12 月、中央教育審議会は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」をとりまとめました。同答申では、これからの時代の教員に求められる資質能力について、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めていくことのできる力、アクティブ・ラーニングの視点から授業改善する力、「チーム学校」の考えの下、外部人材と連携して組織的・協働的に取り組む力が必要であるとされています。

また同日、同審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」もとりまとめられました。この答申においては、未来を創り出す子どもたちの成長のために社会総掛かりでの教育の実現を図り、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくことが謳われています。

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」については平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これらに基づき、教育行政及び学校は、子どもたちの人権の尊重と教育の充実に向けた対策を一層推進していかねばなりません。

いじめについては、未然防止、早期発見・早期対応のため、法に基づき校内に設置された委員会を適切に運営せねばならず、障がいのある子どもに関しては、本年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行により、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」が求められることとなります。

こうした社会の大きな動きの中で、府教育委員会としては、平成 25 年 3 月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（以下「基本計画」）に掲げる目標の達成に向けた教育活動を一層推進する必要があります。

高等学校については、新しい時代に対応する大阪らしい教育の創造に向け、「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」に基づき、平成 27 年 4 月に府立高校 3 校を「エンパワメントスクール」に改編しました。平成 28 年度からはさらに 2 校を加え、「学び直し」のカリキュラムや、正解が一つでない問題を考える授業などを実践していきます。

また、グローバル化に対応するため、平成 27 年度に S E T を府立高校 10 校で導入しました。平成 28 年度は新たに 7 校を加え 17 校に配置します。平成 29 年度の入学者選抜からは、難易度の高い英語の学力検査の問題において、より高度な英語力を図るテストを導入することとしています。

支援学校については、平成 27 年 4 月に北河内地域 2 校及び中河内・南河内地域 1 校の新校が開校し、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づく、府内 4 地域における整備が完了しました。さらに、平成 28 年 4 月には大阪市立特別支援学校 12 校が大阪府に移管され、府立支援学校は 44 校 2 分校となります。全ての子どもが安心して学べるよう、支援教育のさらなる充実が求められています。

この「府立学校に対する指示事項」は、「基本計画」を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定めたものです。それぞれの学校においては、「大阪の教育力」の向上に向け、学校の持つ総合的な力である「学校力」を更に高めるため、ここに示す内容を確認しながら学校の教育活動を再点検してください。そして、校長のリーダーシップのもと、教職員が目標を共有し、一丸となって子ども一人ひとりの個性に応じて、その力を最大限に伸ばす多様な学びを可能にする教育を実現できるよう、教育の営みを通じて子どもと教職員とが共に力を高め合う学校づくりを進めてください。

■平成28年度の取組みの重点

重点1 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上 — 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 —

(1) 【「確かな学力」の育成】

学習指導要領等に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成に努めるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実を図ることが必要である。

ア 生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、特色ある教育課程の編成に努めること。

イ 社会の変化やニーズに対応した教育内容の充実を図り、学校の特色づくり、魅力づくりを進めること。

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）
「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」
（平成26年1月28日・文部科学省）

関連項目⇒ P17 <特色ある教育活動の充実> <教育課程の編成> <学習内容の充実>

<学習指導要領の確実な実施> <学習指導等における留意点>

P18 <児童・生徒の学習評価> <学習形態の工夫>

<総合的な学習の時間の実施> <学校外の学修>

(2) 【グローバル人材の育成】

これからの国際社会で通用する人材を育成するため、伝統や文化に対する理解はもとより、文化や習慣の違いを尊重する精神を育むとともに、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、論理的思考力や探究力を育成することが必要である。

ア 国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図ること。その際、授業に言語活動を積極的に取り入れたり、資格取得を進めることなどに取り組むとともに、生徒の海外研修や国際交流の受入れを積極的に行い、生徒に国際的な視野を育むよう努めること。

イ 仮説を立てて計画的に観察・実験を行い、その結果を整理し考察する学習活動や、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動等を取り入れるなど、理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

関連項目⇒ P19 <国際教育> <理数教育の充実> <国際理解教育のさらなる推進>

<海外修学旅行の実施> <近隣アジア諸国との交流> <平和教育の推進>

(3) 【授業の質の向上】

授業は学校の教育活動の中心をなすものであり、生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するためには、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、生徒等による授業アンケートを踏まえて授業を改善することが必要である。

- ア 各学校においては、生徒等による授業アンケートを活用し、PDCAサイクルを踏まえた授業改善システムの確立を更に進めること。
- イ 各教員が主体的に授業を研究し、授業形態の工夫やICT機器の積極的な活用等、授業改善を図るとともに、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。
- ウ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげる。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。
- エ 各学校において、授業規律を確立するため、学校全体で指導方針を統一し、指導の徹底を図ること。

「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅱ】」（平成25年1月・大阪府教育委員会）
 「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標設定のための手引」（平成25年3月・文部科学省）
 「大阪版 英語 CAN-DO リスト」「CAN-DO リストの作成と活用に向けて」（大阪府教育センターWeb ページ「教材・資料・指導案」に掲載）
 「動画で見る府立高校英語授業実践事例」（大阪府教育センターWeb ページ「教材・資料・指導案」に掲載）

関連項目⇒ P20 <授業改善> <文化財の活用> <環境教育の推進>
 P21 <学校図書館の活用>

（4）【学校の教育活動の積極的な情報発信】

平成26年度から全日制普通科の通学区域が府内全域となるなど、中学生の学校選択に関わる環境が変化した。さらに、平成28年度から府立高校においてアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒の選抜を導入したことに対応するため、学校の魅力を積極的に情報発信する必要がある。

- ア 中学生（支援学校中学部生を含む）、保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、学校説明会や体験入学等を、中学校と連携して実施すること。
- イ 学校説明に当たっては、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各学校の特色ある取組みの周知を進めるとともに、積極的に中学校訪問を行うこと。

重点2 障がいのある子どもの自立支援

（5）【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校において推進することが必要である。

平成28年度の取組みの重点

ア 学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

関連項目⇒ P22 <交流及び共同学習の推進> <高等学校における支援教育の推進>

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解しあうことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

イ 府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実するとともに、学校生活や授業で「困り感」を有する生徒の心情に寄り添って、個々の状況やニーズを把握しながら、「わかる」授業づくりに努めること。そのために、関係機関や支援学校等の助言又は援助を活用しながら「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用すること。

ウ 府立支援学校においては、幼児・児童・生徒に対する適切な指導・支援を図るため、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用の充実を図るとともに、校内体制づくりや地域との関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

エ 医療的ケアが必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整備すること。とりわけ、高度な医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。

「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日・文部科学省)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)

「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について(府立学校教職員 研修用資料)
(平成27年10月・大阪府教育委員会)

「大阪府教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(仮称)」
(平成28年4月施行予定・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P22 <個々の状況に即した適切な支援の充実>

P23 <個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>

<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>

<医療的ケアのさらなる充実>

P24 <府立支援学校における地域支援の推進>

<府立支援学校における放課後等の諸活動の充実>

(7) 【自己実現や社会参加を促進する教育の充実】

卒業後の自立と社会参加をめざし、幼児・児童・生徒の障がいの状況、地域や学校の実態等を考慮しつつ、一人ひとりのニーズに応じたキャリア教育の充実を図ることが必要である。

- ア 障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、各教科の学習のほか、特にインターンシップや職場見学等の体験学習の充実に努め、早い段階から、計画的・総合的に進めること。
- イ 進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえた関係機関との連携を在学中から促進すること。
- ウ 府立支援学校においては、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労や社会参加につながるキャリア教育の一層の充実に努めること。

「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成20年7月・大阪府学校教育審議会答申）

関連項目⇒ P24 <障がいのある生徒へのキャリア教育の充実> <進路先への定着支援の推進>

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

(8) 【キャリア教育の充実】

生徒が夢や志を持って自己の可能性を伸ばし、より良い社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが必要である。

- ア 今般の経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見い出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。
- イ 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うとともに、正規雇用をめざす意識の醸成と就職支援が行えるよう、進路指導体制を整えること。
- ウ 実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。

「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月・大阪府教育委員会）
「16才からの“シューカツ”教本」（平成23年3月・大阪府教育委員会）
「働く若者のハンドブック」（平成27年11月・大阪府総合労働事務所）

関連項目⇒ P25 <キャリア教育の充実> <進路指導の充実> <進路に係る問題事象への対応>
<経済的理由により就学困難な生徒への配慮> <進学に係る奨学金等の指導>

(9) 【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

平成28年度の取組みの重点

- ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。
- イ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。
- エ 全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」（平成28年3月改定予定・大阪府）
「大阪府人権教育推進計画」（平成27年3月・大阪府）
「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」（平成26年7月・大阪府教育委員会）
「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月・閣議決定）
「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月・文部科学省）
「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月・大阪府）
「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年3月・大阪府）
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）
「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成11年3月・大阪府教育委員会）
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月・大阪府）
「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂・大阪府教育委員会）

- 関連項目⇒ P26 <人権教育推進計画の作成> <人権教育の一環としての同和教育の推進>
<男女平等教育の推進>
P27 <日本語指導を必要とする生徒に対する支援>
<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>
<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>
P28 <差別事象等に対する対応> <PTAの人権意識の高揚>
<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>
P29<人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

(10) 【情報リテラシーの育成】

情報通信ネットワークの発展により誰もが自由に情報を収集・発信できる環境が急速に普及した反面、有害情報や悪意のある情報が発信されている。これらの現状を踏まえ、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用等、児童・生徒の活用状況に応じて、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導することが必要である。

- ア 情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成に努めること。
- イ 携帯電話やスマートフォン、ネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」
 (平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」 (平成21年3月・大阪府教育委員会)
 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」
 (平成25年3月・大阪府教育委員会)
 「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」 (平成27年8月・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P29 <情報通信ネットワークの適切な活用>
 <情報モラルの育成> <携帯電話使用に係る指導の充実>

(11) 【中退防止の推進】

府立高校の中退率については、平成21年度に大幅減少して以降、ほぼ横ばいの状態が続いている。全国平均と比較しても高い割合であり、依然として厳しい状況であることを踏まえ、各校の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

ア 各学校における現状分析を踏まえ、府教育委員会が作成した資料や、中退防止フォーラムの発表事例を活用し、中高連携、人間関係づくり、基礎学力の充実の観点から課題克服に向けた教育活動を実践すること。

イ 自らの生き方を考えさせるキャリア教育の推進を図ること。

「中退の未然防止のために」 (平成22年3月・大阪府教育委員会)
 「中退の未然防止のために 実践事例集」 (平成27年5月・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P30 <中退防止に向けた指導体制の確立>

(12) 【不登校生徒への対応の充実】

府立高校の不登校の割合は全国平均と比較して高く、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、生徒の状況に応じた教育活動を推進することが必要である。

ア 家庭や出身中学校と連携して生徒の個々の状況を的確に把握し、原因を明らかにすること。

イ 個々の生徒に応じた適切な支援を行うことができるよう校内体制の充実を図ること。その際、臨床心理士等と連携すること。

ウ 必要に応じて、地域、府教育センター及び高等学校適応指導教室等の関係機関や外部機関とも連携しながら、生徒の状況に応じた支援を行うこと。

関連項目⇒ P30 <不登校生徒の状況把握と教育相談体制の充実>

(13) 【いじめの防止】

「いじめ」は重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、未然防止、早期発見・早期解決に取り組むことが必要である。

ア 各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取組みの実効性を高めること。

平成28年度の取組みの重点

イ 未然防止、早期発見が重要であることから、定期的なアンケート調査等を活用するなど、いじめの実態を的確に把握すること。

ウ 「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、認知したいじめに対しては、事実を正確に把握すること。その上で、事象の態様に応じて関係機関とも連携し、保護者の協力を得ながら、校内の組織体制を活用して迅速かつ適切に対応するとともに再発防止に努めること。

「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月・大阪府教育委員会）
「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月・大阪府教育委員会）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月・大阪府教育委員会）
「子どもを守る被害者救済システム」（平成27年4月改定・大阪府教育委員会）
「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月・文部科学省）
「大阪府いじめ防止基本方針」（平成26年4月・大阪府）

関連項目⇒ P31 <いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>
<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

(14) 【政治的教養を育む教育の推進】

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられることとなった。各学校においては、政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度を育む教育の一層の充実を図ることが必要である。

ア 「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン（仮称）」に基づき、政治的教養を育む教育を計画的・組織的に実施すること。

イ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないように選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。

ウ 実施に当たっては、学校における政治的中立性の確保に努めること。

「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」
（平成27年7月28日・文部科学省）
高校生向け副教材、教師用指導資料（総務省、文部科学省）及び通知「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」（平成27年9月29日・文部科学省）
「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
（平成27年10月29日・文部科学省）
「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン（仮称）」
（平成28年2月予定・大阪府教育委員会）

(15) 【読書活動の推進】

読書は、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど「生きる力」を育むには必須であり、発達段階に応じた子どもの読書活動の一層の推進が必要である。

- ア 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」(平成28年3月策定予定)の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせの機会や、子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境の充実を図ること。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」(平成28年3月策定予定・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P32 <読書活動の推進>

重点4 健やかな体のはぐくみ

(16) 【薬物乱用防止の取組み】

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

- ア 学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」(平成24年12月1日施行)を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

「薬物乱用防止教育の更なる充実について」(平成26年7月31日・教委保第1632号)

関連項目⇒ P36 <喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実>

重点5 教員の資質向上

(17) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図るとともに、管理職の養成を進める必要がある。

- ア 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。
- イ 多くの教職員が退職・採用される状況のもと、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、「OSAKA教職スタンダード」を参考にするなどして、校外研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。これによりOJTを充実させ、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上を図ること。
- ウ 「10年経験者研修」や「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成を図ること。

平成28年度の取組みの重点

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月・大阪府教育委員会)
「初任者等育成プログラム」(平成26年4月・大阪府教育センター)
「OSAKA教職スタンダード」(平成26年4月・大阪府教育センター)
「ミドルリーダー育成プログラム」(平成22年～27年、28年3月発行予定・大阪府教育委員会)

- 関連項目⇒ P38 <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>
 <教職員相互に高め合う職場環境づくり>
 <校内外の研修を効果的に活用した人材育成>
 <その他各種研修成果の還元> <教職員全体の指導力向上>
P39 <府立支援学校における教員の専門性の向上>
 <教職員のカウンセリングスキルの向上>
 <教職員人権研修ハンドブックの活用>

(18) 【体罰防止の取組み】

体罰は、いついかなる場合においても決して許されない行為である。今なお生起する体罰を根絶することが必要である。

- ア 府教育委員会が作成した資料を活用した研修を実施するなど、教職員に対して体罰禁止の徹底を図り、学校全体として体罰を許さない意識を醸成するとともに、教職員の指導力の向上に努めること。
- イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底すること。
- ウ 定期的なアンケート調査等を活用するなど、実態を的確に把握すること。
- エ 万一事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
(平成25年3月21日・教委高第3966号)
「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月・大阪府教育委員会)
「子どもを守る被害者救済システム」(平成27年4月改定・大阪府教育委員会)

- 関連項目⇒ P39 <体罰の防止>

(19) 【セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。学校全体で未然防止、早期発見・早期解決に取り組むことが必要である。

- ア 教職員は、常に人権意識を持ってあらゆる教育活動に当たるとともに、定期的な研修を実施するなど、教職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止の徹底を図り、学校全体としてセクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。
- イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底すること。
- ウ 定期的なアンケート調査等を活用するなど、実態を的確に把握すること。
- エ 万一事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」
(平成15年3月・大阪府教育委員会)
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」(平成20年3月改訂・大阪府教育委員会)
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月・大阪府教育委員会)
「子どもを守る被害者救済システム」(平成27年4月改定・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P39 <幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止>
P40 <相談窓口や被害者救済システムの周知>
<職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止>
<職場におけるパワー・ハラスメントの防止>

(20) 【より適正な教職員評価】

教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図るため、より適正な教職員評価を行うことが必要である。

ア 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、授業を行う教員の評価に当たっては、校長は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行い、教員に対する指導育成に努めること。

「教職員の評価・育成システム 手引き」(平成28年3月改定予定・大阪府教育委員会)
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」
(平成28年3月改定予定・大阪府教育委員会)

関連項目⇒ P41 <評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>

(21) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。

イ 府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。

ウ 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－「指導が不適切である」教員への支援及び指導の手引き－」
(平成25年3月・大阪府教育委員会)

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(22) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

校長は、学校経営に当たり自らの権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

ア 各学校が策定した「学校経営計画及び学校評価」（以下、「学校経営計画」という。）に基づきPDCAサイクルによる学校経営を推進すること。

イ 当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。

ウ 「学校経営計画」の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末には重点目標達成のための取組みに対する自己評価を具体的な根拠に基づいて着実にを行い、成果の検証を行うこと。

エ 次年度の「学校経営計画」の策定に当たっては、当該年度の学校評価をしっかりと踏まえて行うこと。

オ 平成27年5月20日付教育長通知に基づき、校内人事を適切に行うこと。

「大阪府立学校条例」（平成24年4月1日施行）
「学校組織運営に関する指針」（平成26年6月3日改訂・大阪府教育委員会）
「校内人事の決定について」（平成27年5月20日・教委高第1559号）

関連項目⇒ P45 <PDCAサイクルによる学校経営の推進> <支援チームの活用>
<学校評価における学校関係者評価の活用> <組織的・効率的な学校運営>
P46 <職員会議の適切な運営> <加配教員の適切な活用>

(23) 【入学者選抜の厳正な実施】

平成24年度選抜から平成27年度選抜まで、4年連続でマニュアルを遵守していないこと等が原因の事象が生起している。平成27年度選抜においては、結果的に合否判定の過誤にはつながらなかったが、合否に関わる採点ミスが合格者発表前の点検で発見されている。このような事態を二度と起こさないよう、各学校で選抜事務について点検・改善を行うことが必要である。

ア 平成27年2月に配付した「入学者選抜事務点検マニュアル（第5版）」を遵守し、平成26年度選抜から導入した2系統による採点方法やその他点検の手順等を十分に理解した上で、選抜事務を行うこと。

イ 特に、「指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと」「電子データやコンピューターの厳重な管理体制を確立すること」「全ての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うこと」を厳守するなど、選抜事務の点検体制を確立すること。

ウ 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

「入学者選抜事務点検マニュアル（第5版）」（平成27年2月・大阪府教育委員会）

(24) 【個人情報の適正な管理】

府立学校において、答案の紛失や個人情報の流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、校内の情報管理の体制づくりを行うとともに、教職員の意識を高めることが必要である。

ア 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月4日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。

イ 「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（平成26年4月1日改正）18条に基づき、各学校で作成した個人情報取扱いのガイドラインに従い、個人情報の管理に当たっては、鍵の掛かる場所に保管することや、緊急やむを得ない場合を除き持ち出しを禁止すること等のルールを徹底を図ること。

ウ 万一事象が生起した場合に備えて、連絡・報告の方法を確認し、教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制を整えること。

「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月4日決定・大阪府教育委員会）
「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（平成26年4月1日改正・大阪府教育委員会）
「個人情報の適正な管理等について」（平成24年6月20日・教委高第1776号／教委施財第1809号）
「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年6月9日・教委学事第1427号）
「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」（平成26年7月1日・教委高第1910号）
「個人情報の適正な管理について」（平成27年6月3日・教委高第1653号）

関連項目⇒ P46 <情報管理規定の策定> <行政文書や個人情報の適切な取扱い>
P47 <情報機器からの情報漏洩の防止>

重点7 安全で安心な学びの場づくり**(25) 【生命尊重の取組み】**

全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故等、重篤な事象が生起していることから、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みを進めることが必要である。

ア あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。

イ 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

平成28年度の取組みの重点

(26) 【児童虐待防止の取組み】

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うことが必要である。

ア 関係指針等を教職員へ周知徹底し、早期発見、早期対応に努めること。

イ 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。

「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～」
(平成23年3月改訂・大阪府教育委員会)

(27) 【生徒支援の充実】

全ての生徒が安全で安心な学校生活を送るために、生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、それぞれの生徒に必要な指導・支援を行うことが必要である。

ア 定期的にアンケート調査を実施し、生徒の状況把握に努めること。

イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して「高校生活支援カード」を作成し、小・中学校等での指導・支援を引き継ぎ、生徒個々の状況に応じた支援の充実を図ること。

関連項目⇒ P51 <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

(28) 【防災教育の取組み】

東日本大震災の教訓を踏まえ、学校の実態に応じた、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るための取組みが必要である。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を行うなど、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、高校生においては支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

「平成27年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び報告について」
(平成27年7月23日・教委高第2009号)

「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月27日・教委保第1831号)

「学校における防災教育の手引き(改訂版)」(平成26年3月・大阪府教育委員会)

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月・文部科学省)

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月・文部科学省)

(29) 【学校の体育活動中の事故防止の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

「学校体育における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年4月・文部科学省）

関連項目⇒ P51 <学校の体育活動中の事故防止の徹底>

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(30) 【家庭教育支援の充実】

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての児童・生徒や保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア 児童・生徒に対する、学校の授業等を通じた親学習や、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育力の向上を図るための保護者に対する親学習の実施に努めること。

関連項目⇒ P55 <教育コミュニティへの参画と活性化> <地域教育協議会への参画・協力>
<親学習の実施促進>

本編

■第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上 － 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 －

1 「取組みの重点」に関する事項

(1) 【「確かな学力」の育成】

<特色ある教育活動の充実>

ア 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、特色ある教育活動が児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるよう各学校の教育の充実を図ること。

<教育課程の編成>

ア 各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。

イ 高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領改正の趣旨を踏まえ、各教科・科目及び総合的な学習の時間等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、「学校設定教科・科目」を積極的に取り入れるなど、各学校が創意工夫を生かした教育課程の編成に努めること。

ウ 教育課程の編成に当たっては、府教育センターの高等学校教育推進室・支援教育推進室と十分連携を図ること。

「大阪府立高等学校 教育課程基準」（平成27年1月一部改正・大阪府教育委員会）

<学習内容の充実>

ア 学校週5日制のもとで、各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。

イ 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、生徒の実態に応じて学習内容の充実に努めること。

<学習指導要領の確実な実施>

ア 学習指導要領に基づき、各学校においては、総則、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動の指導を適切に行うとともに、学校や生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。

イ 言語活動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）
「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（平成26年1月28日・文部科学省）

<学習指導等における留意点>

ア 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づく中学校の学習内容を十分に理解した上で効果的に行うこと。

イ 学校設定科目による基礎学力の確実な定着を図る取組みや、メロディチャイム等を活用した教育環境づくりの取組みなど、創意工夫した特色ある教育活動の推進に努めること。

＜児童・生徒の学習評価＞

ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。

イ 障がいのある生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」

(平成 13 年 9 月 12 日・教委教務 514 号)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」 (平成 22 年 5 月 11 日・文部科学省)

＜学習形態の工夫＞

ア 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、生徒の実態に応じた工夫を行うこと。

イ 実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。

＜総合的な学習の時間の実施＞

ア 総合的な学習の時間の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、ボランティアなどの社会体験活動、自然体験、勤労生産体験、文化芸術体験、交流体験等の体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、問題解決的な学習活動を積極的に取り入れるなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと。

イ 学習指導要領で示された、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習に配慮するとともに、全ての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

＜学校外の学修＞

ア 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。

イ 実施に当たっては、関係指針に基づき、所定の手続きを行うこと。

「学校外における学修単位認定に係る指針」 (平成 5 年 3 月・文部科学省)

(2) 【グローバル人材の育成】

<国際教育>

ア 国際教育については、生徒が、国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。

イ 国際関係機関との連携や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

<理数教育の充実>

ア 中学校での数学・理科の学習成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心を持ち続ける態度を育てるよう努めること。

イ 科学技術の発展が、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験等を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うよう授業等の工夫・改善に努めること。

<国際理解教育のさらなる推進>

ア 教育基本法改正の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

イ 国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。

<海外修学旅行の実施>

ア 海外修学旅行の実施に当たっては、目的を明確にするとともに、安全確保、健康管理等に配慮すること。

イ 生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

「大阪府立学校の管理運営に関する規則 第十四条」

「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改正について」

(平成 23 年 8 月 8 日・教委高第 1822 号)

「海外修学旅行実施上の留意事項」 (平成 26 年 4 月 1 日・教委高第 2064 号)

<近隣アジア諸国との交流>

ア 韓国や中国等、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や、韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<平和教育の推進>

ア 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、関係資料や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導すること。

イ 国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

(3) 【授業の質の向上】

<授業改善>

ア 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。

イ 全ての教員について生徒等による授業のアンケートを実施するとともに、教員相互の研究授業や保護者等を対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、授業改善に努めること。

ウ 指導と評価の年間計画（シラバス）を一層充実させること。

エ 府立高校においては、生徒による授業アンケートを年 2 回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うこと。

オ 府教育センターが実施しているパッケージ研修を活用し、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。

<文化財の活用>

ア 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。

イ 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。

ウ 発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。

エ 世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや、文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）等の活用についても配慮すること。

<身近な社会教育施設等>

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

<環境教育の推進>

ア 児童・生徒が自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

イ 環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、総合的な学習の時間を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。

ウ 環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

<学校図書館の活用>

ア 学校図書館を活用した調べ学習や朝の読書活動等により、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。

イ 司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。

ウ 生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。

「学校図書館活性化ガイドライン」（平成 23 年 3 月・大阪府教育委員会）

2 その他の重要事項

<部活動の取組み>

ア 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重するとともに、学校週 5 日制の趣旨も踏まえ、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。

イ 他校や地域と連携した活動等について学校全体として積極的に取り組むこと。

ウ 「府立高等学校部活動検討委員会」の提言を踏まえ、関係通知の内容が各学校において適切に運用されるよう努めること。

「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」

（平成 24 年 7 月 31 日・教委高第 2149 号）

「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成 25 年 6 月・文部科学省）

<異なる校種間での連携の推進>

ア 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的開催するよう配慮すること。

イ 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

ウ 総合的な学習の時間をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

■第2章 障がいのある子どもの自立支援

1 「取組みの重点」に関する事項

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】

<交流及び共同学習の推進>

ア 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との相互交流の機会を設け、交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、互いの理解を促進するよう努めること。

イ 府立支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領」（平成21年3月公示・文部科学省）

「高等学校学習指導要領」（平成21年3月公示・文部科学省）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成24年7月・中央教育審議会初等中等教育分科会）

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」
（平成25年3月改訂・大阪府教育委員会）

<高等学校における支援教育の推進>

ア 全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。

イ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるように、発信に努めること。

ウ 府立高校においては、高等学校支援教育力充実事業を通して、その取組みの成果を活用すること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」

（平成26年6月改定・大阪府教育委員会）

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

<個々の状況に即した適切な支援の充実>

ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。

ウ 教職員と障がいのある子ども・保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

エ 支援教育コーディネーターや校内委員会を活用して組織的に取り組み、障がいのある生徒の個々の状況に即した学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うこと。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～(平成27年10月・大阪府教育委員会)
「大阪府教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(仮称)」(平成28年4月施行予定・大阪府教育委員会)

<個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>

ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

イ 「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画を一層促進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携して作成し、より効果的な活用に努めること。

ウ 「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的にわかりやすい内容表記に努めるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明して理解を得ながら、PDCAサイクルによる指導改善を図ること。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領」(平成21年3月公示・文部科学省)
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂・大阪府教育委員会)

<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>

ア 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。

イ 府立高校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、関係資料を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

「発達障害者支援法」(平成24年8月改正)
「明日からの支援に向けて」(平成21年3月・大阪府教育委員会)
「共感からはじまる『わかる』授業づくり」(平成24年8月・大阪府教育委員会)
「高等学校学習指導要領」(平成21年3月公示・文部科学省)

<医療的ケアのさらなる充実>

ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な子どもが在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会のもと、校内体制の一層の充実を図ること。

イ 医療的ケアが必要な子どもへの理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。

ウ 高度な医療的ケアが必要な子どもが在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。

「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」

(平成 23 年 12 月 20 日・文部科学省)

「大阪府立支援学校医療的ケア実施要綱について」 (平成 26 年 7 月 11 日・教委支第 1458 号)

<府立支援学校における地域支援の推進>

ア 地域支援リーディングスタッフを中心に、市町村リーディングチーム等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある全ての幼児・児童・生徒のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成援助等を含めた地域支援に努めること。

イ 地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校の Web ページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

<府立支援学校における放課後等の諸活動の充実>

ア 部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図ること。

イ 夏季休業日をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実に努めること。

(7) 【自己実現や社会参加を促進する教育の充実】

<障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>

ア 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。

イ 府立支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携を更に密にし、学校見学の機会拡充等により、障がいや障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに、早期からのキャリア教育や職業教育の充実を図ること。

さらに、早期から就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努めること。

なお、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

<進路先への定着支援の推進>

ア 府立支援学校においては、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。

イ 進路先への定着を図るため、進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる福祉や労働等の関係機関とのネットワークづくりに努めること。

■第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

1 「取組みの重点」に関する事項

(8) 【キャリア教育の充実】

<キャリア教育の充実>

ア キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小学校・中学校・高等学校の連携を推進するとともに、関係資料を活用し、入学時から卒業時までを見通した系統的・継続的な指導となるよう努めること。

イ 地域や関係団体、専修学校等と連携して、インターンシップや職場見学等の体験学習等を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。

「キャリア教育を推進するために」(平成17年4月・大阪府教育委員会)
「16才からの“シューカツ”教本」(平成23年3月・大阪府教育委員会)

<進路指導の充実>

ア 進路指導は、入学当初から計画的に行うとともに、生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が主体的に進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。

イ 進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めること。

ウ 就職した生徒が定着するよう、企業訪問等の支援を行うこと。

<進路に係る問題事象への対応>

ア 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、OSAKAしごとフィールド等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。

イ 近畿統一応募用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、違背事象が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。

ウ 進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。

<経済的理由により就学困難な生徒への配慮>

ア 大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、奨学金制度の趣旨や目的について生徒及び保護者に対して、理解を得るよう説明すること。とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。

イ 学校徴収金や部活動費等についても精査し、高額にならないよう配慮すること。

<進学に係る奨学金等の指導>

ア 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。

- イ 奨学金等の活用や進路選択に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
- ウ 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的について理解を得るよう説明するとともに、返還に対する意義と責任についても自覚するよう指導すること。

「奨学金等指導資料」（平成 27 年 9 月更新・大阪府教育委員会）

（9）【人権尊重の教育の推進】

＜人権教育推進計画の作成＞

- ア 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
- イ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ウ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、指導の工夫・改善に努めること。

「OSAKA人権教育ABC Part 1～5」（平成 19 年 3 月～・大阪府教育センター）

「人権教育COMPASSシリーズ」（平成 22 年 8 月～・大阪府教育センター）

「人権基礎教育指導事例集」（平成 16 年 3 月・大阪府教育委員会）

＜人権教育の一環としての同和教育の推進＞

- ア 関係する答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- イ これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

「大阪府同和对策審議会答申」（平成 13 年 9 月・大阪府）

「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」（平成 15 年 2 月・教委人第 113 号）

＜男女平等教育の推進＞

- ア 男女平等教育の推進に当たっては、「大阪府男女共同参画推進条例」（平成 14 年 4 月）の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料を活用し、全ての教育活動において、特に固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- イ 男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- ウ 各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」
（平成 15 年 7 月・大阪府教育委員会）
「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」（平成 22 年 4 月・文部科学省）

<日本語指導を必要とする生徒に対する支援>

- ア 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した生徒については、教育サポーター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- イ 府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- ウ 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳した Web ページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

「高等学校教科書用語集（8 言語対訳）保健体育分野・家庭科分野」
（平成 23 年 3 月・大阪府教育委員会）
「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」
（大阪府教育委員会 <http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/toniti/index.html>）
「日本語支援アイデア集」（平成 23 年 3 月・大阪府教育委員会）
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成 22 年 3 月・大阪府教育委員会）

<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>

- ア 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がい理解教育や集団づくりの一層の充実に努めること。その際、関係資料等を活用すること。
- イ いじめの防止については「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 26 年 4 月）を参酌して各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に指導するとともに、PDCA サイクルにより点検し、必要に応じて見直すこと。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 25 年 4 月 1 日）
「学校における人権教育推進のための資料集」（平成 23 年 4 月・大阪府教育委員会）
「いじめ対応プログラムⅠ」（平成 19 年 6 月・大阪府教育委員会）
「いじめ対応プログラムⅡ」（平成 19 年 8 月・大阪府教育委員会）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」
（平成 24 年 12 月・大阪府教育委員会）

<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

- ア 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。
- イ 関係手引きを活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために 一本名指導の手引（資料編）ー」
（平成 25 年 4 月一部修正・大阪府教育委員会）
「大阪府在日外国人施策に関する指導の指針」（平成 14 年 12 月・大阪府）
「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成 10 年 3 月一部改訂・大阪府教育委員会）

<差別事象等に対する対応>

- ア 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- イ 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、府教育委員会及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ウ 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「学校における人権教育推進のための資料集」（平成 23 年 4 月・大阪府教育委員会）

<PTAの人権意識の高揚>

- ア PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育委員会主催研修等への積極的な参加を促すこと。

「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」（平成 19 年 3 月・大阪府教育委員会）

<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

- ア 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がい理解教育を計画的に推進すること。
- イ 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。

「障害者基本法」（平成 23 年 8 月改正）
「第 4 次大阪府障がい者計画」（平成 27 年 3 月一部改訂・大阪府）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）
「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について（府立学校教職員 研修用資料）」
（平成 27 年 10 月・大阪府教育委員会）
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」
（平成 25 年 3 月改訂・大阪府教育委員会）
「精神障がいについての理解を深めるために」（平成 20 年 5 月改訂・大阪府教育委員会）

＜人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携＞

ア 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別に担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、関係研究組織と連携し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。

(10) 【情報リテラシーの育成】

＜情報通信ネットワークの適切な活用＞

ア 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。

＜情報モラルの育成＞

ア 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料等を活用し、情報モラルの指導に努めること。

イ 情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、生徒が身に付けることができるよう指導すること。

ウ 学校や生徒に関するネット上の書き込み等については、府教育委員会作成の資料等に基づき、適切に対応すること。

「情報モラル指導資料」（平成19年3月・大阪府教育委員会）

「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」（平成17年11月30日・教委高第2956号）

＜携帯電話使用に係る指導の充実＞

ア 児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、併せて家庭との連携を図ること。

イ 家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等の利用に係る危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。

ウ 携帯電話やスマートフォン等の所持・使用について必要な実態把握を行い、校内支援体制の構築を図ること。

エ 児童・生徒・保護者に対し、被害相談のための第三者性を有する支援機関の周知に努めるなど、トラブルの早期発見・早期対応に努めること。

オ 学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育委員会に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」
（平成24年3月・大阪府教育委員会）
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月・大阪府教育委員会）
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」
（平成25年3月・大阪府教育委員会）
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成27年8月・大阪府教育委員会）

(11) 【中退防止の推進】

＜中退防止に向けた指導体制の確立＞

ア 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。特に中途退学者数や中途退学率に課題のある高等学校については、その課題解決に向けた取組みを計画的に推進すること。

イ 生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の達成感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。

ウ 特に、入学1年目において中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に中学校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。

エ 授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に一層努めること。

オ 進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。

カ 中退防止フォーラムやその他の研修、研修などから得られた他校の教育活動について自校に還元することで、各校の課題克服を図ること。

キ 臨床心理士等を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みを充実させること。

ク 進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整えるとともに、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うこと。また、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。

「中退の未然防止のために」（平成22年3月・大阪府教育委員会）
「中退の未然防止のために 実践事例集」（平成27年5月・大阪府教育委員会）

(12) 【不登校生徒への対応の充実】

＜不登校生徒の状況把握と教育相談体制の充実＞

ア 不登校の要因として、本人の問題（無気力やあそび・非行等）に起因するものが多くを占めていることから、生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ること。

イ 生徒一人ひとりの状況を把握するために、「高校生活支援カード」を有効活用し、適切な指導・支援につなげること。

ウ 小中学校時に不登校であった生徒や、入学後も欠席傾向がある生徒に対しては、当該生徒の出身中学校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。

エ 生徒の状況に応じて、大阪府教育センター教育相談室及び高等学校適応指導教室と連携し、当該生徒や保護者を支援するとともに、不登校生徒の理解と支援に関する教職員の共通理解を図り、不登校の防止に努めること。

(13) 【いじめの防止】

<いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>

ア いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための生徒指導体制の充実を図ること。

イ 未然防止の観点から、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える力を身に付けることができるよう府教育委員会が作成した資料等を活用した取組みを一層推進するとともに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。

ウ 「いじめ防止対策推進法」の新たないじめの定義を踏まえ、いじめを認知した際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、校内体制を活用して迅速かつ適切に対応すること。

エ 学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会と連携し解決を図ること。

オ いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施した上で、教職員と児童・生徒との間で日常行われている個別面談や個人ノート、生活ノートを活用するなど、必要な取組みを推進すること。

「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月・大阪府教育委員会)
「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月・大阪府教育委員会)
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」
(平成24年12月・大阪府教育委員会)
「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)
「大阪府いじめ防止基本方針」(平成26年4月・大阪府)

<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

ア 府立学校における暴力行為の発生件数は高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。また、いじめについても引き続き厳しい状況にある。さらに、近年、携帯電話やスマートフォン、パソコンの急激な普及に伴い、メールやインターネットの利用を通じて児童・生徒がいじめや性犯罪等、重大な事象に巻き込まれる可能性が高くなっている。このような状況を再度確認すること。

イ 各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。

ウ 学校が一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・中学校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

(15) 【読書活動の推進】

<読書活動の推進>

- ア 子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合えるよう、公立図書館やボランティアと連携しながら、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」の活用に努めること。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」(平成28年3月策定予定・大阪府教育委員会)

2 その他の重要事項

<国旗・国歌の指導>

- ア 入学式や卒業式等の儀式的行事については、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- イ 入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
- ウ 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月13日施行)が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」
(平成24年1月17日・教委高第3869号)

<心の教育の充実>

- ア 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要であることを再度確認すること。
- イ 学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、全ての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てるよう努めること。

<「志(こころざし)学」の充実・改善>

- ア 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、社会人への第一歩としての規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に主体的に参画しより良い社会を創っていく態度の育成に努めること。
- イ 平成23年度から府立高校において実施している「志(こころざし)学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの一層の充実・改善を図ること。

「府立高等学校『志（こころざし）学』研究開発事業 教師用指導書（完成版）」
（平成 23 年 3 月・大阪府教育委員会）

<道徳教育の推進>

ア 道徳教育全体計画を作成し、体験的な活動の機会の充実を図るとともに、教科・科目の学習や特別活動等の教育活動全体を通じて推進すること。

イ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域と積極的に連携し、人間としての在り方・生き方についての自覚を深める取組みを進めること。

<体験活動の充実>

ア 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実に努めること。

<大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用>

ア 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用に努めること。

「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」（平成 27 年 6 月・大阪府教育委員会）

<規範意識の育成>

ア あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、幼児・児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに、実際にルールやマナーを守ることによって規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に指導すること。

イ 規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては幼児・児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに、共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

<「こころの再生」府民運動>

ア 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、大切な「こころ」を確認し、日々の暮らしの中でできることから実践することを呼びかける「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み（あいさつ運動を含む）を進めること。

「こころの再生」府民運動のロゴマーク

愛さつ O S A K A のロゴマーク



「『大切なところ』を見つめ直して ～『こころの再生』府民運動～」
(小学校5・6年、中学校 平成26年3月・大阪府教育委員会)
(小学校1・2年、3・4年 平成27年3月・大阪府教育委員会)

<がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>

ア 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、顕著な活躍や成果を上げ、他の模範となった幼児、児童及び生徒に対し、表彰等を活用しながら学校生活に対する意欲をさらに喚起し、励みとなるような取組みを推進すること。

「教育長賞への幼児・児童・生徒の推薦について」(平成27年8月19日・教委高2152号)

<問題行動への対応の充実>

ア 少年非行等の問題行動に対しては、青少年健全育成のための連携マニュアルを活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携を図りながら、問題の解決に努めること。

「心のすくらむ」(平成13年7月・大阪府/大阪府教育委員会/大阪府県警本部)

<教育相談体制の充実>

ア 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。

イ 保健室の健康相談活動についても、全校的な相談体制との連携を図るとともに、一層の充実に努めること。

<子どもの尊厳を守る取組み>

ア 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。

<生徒の状況に応じた指導の工夫と改善>

ア 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。

イ 指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

<法定表簿等の適切な記載>

ア 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。

イ 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。

ウ 作業の際には、本名使用の意義を踏まえること。

「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」

(平成 21 年 10 月 28 日・教委高第 2333 号)

「出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う外国籍生徒の氏名の記載について」

(平成 24 年 12 月 12 日・教委高第 3167 号)

■第4章 健やかな体のはぐくみ

1 「取組みの重点」に関する事項

(16) 【薬物乱用防止の取組み】

<喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実>

ア 喫煙・飲酒・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、専門家（学校薬剤師・警察官・保健所職員等）による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

イ 「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うこと。

「薬物乱用防止教育の更なる充実について」（平成26年7月31日・教委保第1632号）

2 その他の重要事項

<学校保健計画の策定>

ア 学校保健安全法に基づき、学校保健計画を策定すること。

イ 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

<健康教育の充実・体力づくりの推進>

ア 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。

イ 幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。

<学校保健委員会の開催>

ア 幼児・児童・生徒の健康管理等について、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、年に1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

<性に関する指導の充実>

ア 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

イ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するとともに、「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」（平成25年2月）についても参考とすること。

「性教育指導事例集」(平成15年3月・大阪府教育委員会)

「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」(平成27年2月・大阪府教育委員会)

<養護教諭複数配置校における取組みの充実>

ア 養護教諭の複数配置校(高等学校)は、各校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。

イ さらに、保健学習への参画など、生徒の心身の健康問題への対応や健康教育の充実に向けた積極的な取組みを一層進めること。

<食育の推進>

ア 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、学校における食育を推進すること。

イ 学校給食実施支援学校においては、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。

「食に関する指導の手引」(平成22年3月・文部科学省)

■第5章 教員の資質向上

1 「取組みの重点」に関する事項

(17) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

<社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>

ア 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図ること。

<教職員相互に高め合う職場環境づくり>

ア 全ての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。

イ 教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

<校内外の研修を効果的に活用した人材育成>

ア 研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。

イ 府教育センター等で行う校外研修については、教職員のライフステージや学校の教育課題を踏まえ計画的に受講できるよう努めること。

ウ 校外研修を受講した教職員については、研修成果を積極的に校内での実践に活かしたり、校内研修の講師を務めることにより、学校の教育力の向上に資するよう努めること。

エ 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。

オ 年間計画の作成に当たっては、校内外の研修の関連性を踏まえ、夏季休業日等を積極的に活用して策定すること。

カ その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

<その他各種研修成果の還元>

ア 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修や民間企業等派遣研修、独立行政法人教員研修センターが実施する「中央研修」等については、その目的を踏まえ、研修成果を学校の教育活動に十分還元すること。

<教職員全体の指導力向上>

ア 教職経験年数の少ない教員の育成に学校全体でチームとして取り組むなど、日常的にOJTを推進することによって教職員全体の指導力向上に努めること。

イ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月・大阪府教育委員会)

＜府立支援学校における教員の専門性の向上＞

ア 在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の専門性の向上を図る研修を計画的に実施するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させること。

イ 教員にあつては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

＜教職員のカウンセリングスキルの向上＞

ア 生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

＜教職員人権研修ハンドブックの活用＞

ア 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承できるよう、研修の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。

「教職員人権研修ハンドブック」(平成28年3月改訂予定・大阪府教育委員会)

(18) 【体罰防止の取組み】

＜体罰の防止＞

ア 体罰が、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことを教職員に周知・徹底すること。

イ 特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解すること。

ウ 関係通知を踏まえ、府教育委員会が策定し、障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み平成19年に改訂した資料を活用した教職員研修を行うこと。

エ 体罰事象の根絶に向けた取組みを実施の上、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月20日・教委高第2328号)

「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月・大阪府教育委員会)

(19) 【セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

＜幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止＞

ア 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、関係指針の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料等を活用した研修を実施するなど、その未然防止のための学校体制を確立すること。

イ 府教育委員会が作成したリーフレットを活用し、生徒・保護者に相談窓口を周知すること。

ウ 万一、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合には、被害者の人権を尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。同時に、校長は府教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

エ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。

オ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助に当たっては、府教育委員会が作成した資料を参考に指導方法の点検を行うこと。

カ 定期健康診断の実施に当たっては、関係通知を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」
(平成 20 年 3 月改訂・大阪府教育委員会)
「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」 (平成 13 年 12 月・大阪府教育委員会)
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A 集」
(平成 15 年 3 月・大阪府教育委員会)
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」 (平成 21 年 4 月・大阪府教育委員会)
「障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」
(平成 22 年 11 月・大阪府教育委員会)
「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」
(平成 26 年 12 月 16 日改正・大阪府教育委員会)

<相談窓口や被害者救済システムの周知>

ア セクシュアル・ハラスメントを防止するために、各学校の相談窓口が機能するように努めること。

イ 府教育センターの「すこやか教育相談」や、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。

<職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止>

ア 校長は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、指針を周知するとともに、校内研修等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ 校内の相談体制の整備に努め、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」
(平成 11 年 3 月・大阪府教育委員会)
「ハラスメント「0 (ゼロ)」に向けて」教育長メッセージ
(平成 27 年 7 月 16 日・教委職人第 1863 号)

<職場におけるパワー・ハラスメントの防止>

ア 校長は、職場におけるパワー・ハラスメントの防止に向けて、指針を周知するとともに、「パワーハラセルフチェック」シートの活用や校内研修等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ 校内の相談体制の整備に努め、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」
(平成 22 年 3 月・大阪府教育委員会)
「ハラスメント「0 (ゼロ)」に向けて」教育長メッセージ
(平成 27 年 7 月 16 日・教委職人第 1863 号)

(20) 【より適正な教職員評価】

<評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>

- ア 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。
- イ 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うこと。
- ウ 評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。

2 その他の重要事項

<教員免許更新制についての周知徹底>

- ア 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に進むよう適切な対応を行うこと。

<優秀教職員等表彰について>

- ア 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、積極的に推薦をすること。

<承認研修について>

- ア 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」(いわゆる承認研修)については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- イ 承認手続の不備が多いことから、いかなる内容の承認研修であっても、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

<不祥事の未然防止について>

- ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、関係資料を校内研修等において活用するとともに、関係指針をもとに部下職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- ウ 児童・生徒に対する体罰、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行わ

れる旨を周知すること。

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》」
(平成 27 年度改訂予定・大阪府教育委員会)
「大阪府教育委員会サービス指導指針」 (平成 24 年 11 月 26 日改正・大阪府教育委員会)
「大阪府教育委員会綱紀保持指針」 (平成 23 年 10 月 4 日改正・大阪府教育委員会)

<飲酒運転について>

ア 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。

イ 飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給されることを周知すること。

ウ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<勤務時間管理等について>

ア 教職員の勤務時間管理等については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。

イ 関係要綱に基づき、教育職員の勤務時間を適正に把握し、時間外業務の縮減を図ること。また、関係要綱に基づく面接指導を徹底し、教職員の健康の保持・増進に努めること。

ウ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。

エ ストレスチェックの実施に当たっては、制度の目的・趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」を教職員に周知徹底するとともに、職場環境の改善へ活かせるよう、各学校の安全衛生委員会を活用すること。あわせて、ストレスチェックには受診義務はなく、任意であることを周知するとともに、個人情報の管理と保護を徹底すること。

オ 元気な教職員・元気な学校づくりのために、公立学校共済組合大阪支部が開設（平成 27 年 9 月 1 日）した、「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施している相談事業及び研修事業を積極的に活用すること。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」 (昭和 46 年法律第 77 号)
「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」
「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」 (いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度等)
「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」 (平成 22 年 5 月 24 日・大阪府教育委員会)
「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導要綱」
(平成 20 年 5 月 16 日・大阪府教育委員会)
「『勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱』及び『府立学校における長時間労働者への医師による面接指導要綱』の改正について」 (平成 25 年 2 月 22 日・教委職企第 2119 号)
「『府立学校における長時間労働者に対する医師による面接指導実施要綱』の改正について」
(平成 26 年 10 月 1 日・教委福第 1177 号)
「府立学校における長時間労働健康障がい防止への取組について」
(平成 27 年 9 月 4 日・教委福第 1171 号)

「労働基準法第 36 条第 1 項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定（三六協定）締結の手引き（府立学校版）」（平成 27 年 7 月・大阪府教育委員会）

<服務監督について>

ア 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。

イ 休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に病気休暇については、関係通知を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。

ウ 職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成 25 年 3 月 29 日・教委職企第 2282 号）

<休憩時間について>

ア 校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。

イ 職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認等の手続きは要しない。

「労働基準法第 36 条第 1 項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定（三六協定）締結の手引き（府立学校版）」（平成 27 年 7 月・大阪府教育委員会）

<次世代育成について>

ア 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、年休や子育てのための休暇・休業等の取得を含め適切な対応を行うこと。

イ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「男性の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）～ みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり ～」（平成 27 年 4 月・大阪府教育委員会）

<自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

ア 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛すること。

イ 職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を厳格に適用するとともに特別な事情が生じた場合には、教職員企画課長あて協議すること。

「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」
(平成 13 年 11 月 16 日 平成 19 年 3 月 1 日一部改正・教委職企第 2059 号)
「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」
(平成 13 年 11 月 16 日 平成 27 年 3 月 19 日最終改正・教委職企第 2044 号)

<通勤について>

ア 通勤届出以外の方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。

イ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知に基づき、適正な確認を行うこと。

ウ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「通勤認定の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 19 日・教委職企第 2054 号)
「通勤手当の事後の確認について」(平成 27 年 3 月 30 日・教委職企第 2096 号)
「通勤認定の取扱いについて」(平成 27 年 8 月 13 日・教委職企第 1558 号)

<兼職・兼業について>

ア 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。

イ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

ウ 兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<旅費について>

ア 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きを執るとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

■第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

1 「取組みの重点」に関する事項

(22) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

＜PDC Aサイクルによる学校経営の推進＞

ア 校長は、PDC Aサイクルによる学校経営を一層推進するため、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容の学校経営計画を策定し、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。

イ それぞれの教育活動について具体的な根拠に基づいて着実に自己評価を行い、次年度の取組みの改善につなげること。

ウ 課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。

＜支援チームの活用＞

ア 校長は、学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の三つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）の活用を図ること。

イ 府教育委員会作成の関係資料を校内研修等で積極的に活用すること。

「保護者等連携の手引き」（平成22年3月・大阪府教育委員会）
「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年～26年、27年3月発行予定・大阪府教育委員会）
「『診断支援チーム』事業 活動実践報告書」
（平成26年3月、27年3月発行予定・大阪府教育委員会）

＜学校評価における学校関係者評価の活用＞

ア 学校評価の実施に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めること。

イ 高等学校課の「診断支援チーム」を積極的に活用すること。

ウ 学校協議会においては、委員による授業その他の教育活動の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。

「学校協議会 運営マニュアル」「学校協議会 QA」
（平成28年3月改訂予定・大阪府教育委員会）

＜組織的・効率的な学校運営＞

ア 教職員が幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から、校長がリーダーシップを発揮し、機能的な学校運営に努めること。

イ 校内人事決定の際には、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わ

ず行わないこと。

ウ 地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応できるよう、担当者の役割を校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。

「校内人事の決定について」(平成27年5月20日・教委高第1559号)
「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(平成27年7月27日・文部科学省)

<職員会議の適切な運営>

ア 職員会議については、関係法令・関係通知に基づき、その適切な運営に努めること。

イ 会議録については、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。

「学校教育法施行規則」
「大阪府立学校の管理運営に関する規則」(平成26年4月25日・教委高第1285号)
「学校組織運営に関する指針」(平成26年6月・大阪府教育委員会)

<加配教員の適切な活用>

ア 加配教員の活用に当たっては、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

(24) 【個人情報の適正な管理】

<情報管理規定の策定>

ア 「個人情報保護法」「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」等の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。

イ 特に特定個人情報(個人番号(マイナンバー)が記載された個人情報)の取扱いについては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえて策定した「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」、「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」及び個別業務における要領等を踏まえ、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。

<行政文書や個人情報の適切な取扱い>

ア 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書(個人情報を記録した電子媒体を含む)について、その取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。

イ 特に、外部記録媒体に個人情報を保存せず、統合ICTネットワーク上のSドライブ(学校共有)またはTドライブ(個人用)を活用すること。

ウ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管について研修を深め、教職員一人ひとりの自覚を高めるよう指導すること。

エ 校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、府民からの情報公開等の請求に対する的確に対応すること。

<情報機器からの情報漏洩の防止>

ア コンピュータで情報の処理を行う際には、ネットワーク等を通じて情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記憶媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。

2 その他の重要事項

<保護者・地域ニーズの学校運営への反映>

ア 生徒や保護者、地域の住民の声を学校運営に反映させていくため、更に開かれた学校づくりへ向けた取組みを進めること。

イ 校長は、「大阪府立学校条例」の趣旨を踏まえ、学校協議会を活用し「学校経営計画」の策定や学校評価に対して意見を求めるなど、保護者や地域住民との連携・協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校運営に反映させること。

ウ 学校教育自己診断結果の分析及び考察を学校評価に反映するとともに、その内容をホームページ等を活用して保護者等に公表すること。

エ 様々な教育活動に関する情報をホームページ等を活用して保護者等へ発信するなど、学校情報の公表を進めること。

「大阪府立学校条例」(平成24年4月1日施行)

<学校協議会を通じた学校運営>

ア 保護者や地域の住民との連携協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校運営に反映するため、学校協議会の意見を適切に反映しながら、学校経営計画の策定や学校評価を行うこと。

「学校協議会 運営マニュアル」「学校協議会 QA」
(平成28年3月改訂予定・大阪府教育委員会)

<保護者等への授業公開>

ア 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。

イ 授業公開の実施に当たっては、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

<学校Webページの活用>

ア 学校のWebページについては、学校の活動が鮮明に伝わるよう創意工夫に努めること。

イ 開かれた学校づくりの観点から、「学校経営計画及び学校評価」や教育方針、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や総合的な学習の時間等を含む年間授業計画(シラバス)、進路状況、学校

いじめ防止基本方針、学校教育自己診断、学校協議会に係る情報など教育情報の公開に努めること。

ウ 情報の公開に当たっては、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

<学校におけるICT活用の推進>

ア 幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTを活用し、校務の効率化を図ること。

イ 統合ICTネットワークを活用し、校務の情報化を進めること。

ウ 校務処理システムを活用し、生徒情報の各種管理事務の効率化を図ること。

<工科高校等の地域連携・地域貢献>

ア 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、府立大学、府立大学工業高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。

イ 定時制（多部制単位制を含む）・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール（聴講制度の活用）の取組みを更に推進すること。

<週休日の教育活動>

ア 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動の実施等については、関係通知等を踏まえて適切に行うこと。

「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」
(平成16年9月21日・教委学事第1930号)

<土曜授業>

ア 土曜授業を実施する場合には、各校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。

イ 土曜授業の実施に当たっては、実施目的や内容、頻度について幼児・児童・生徒、保護者への周知を図るとともに、十分な理解を得るよう努めること。

ウ 教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替〔※1〕又は勤務時間の割振り変更〔※2〕を確実に行うこと。

エ 土曜授業の申請に当たっては、定められた期日を厳守し、終了後は、実施報告書を速やかに提出すること。

〔※1〕 週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを振り替えること。

〔※2〕 勤務日の勤務時間のうちの4時間（3時間45分）だけを週休日に持ってきて勤務させること。

「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」(平成26年8月21日・大阪府教育委員会)

<学校会計事務の適正化>

- ア 契約・支出事務等の予算の執行に当たっては、その効率的・効果的な執行に努めること。
- イ 学校徴収金等の取扱いについては、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること。

「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」(平成26年4月1日・教委施財第4176号)
「学校徴収金等取扱マニュアル」(平成26年4月・大阪府教育委員会)

<非常勤職員雇用の留意点>

- ア 非常勤職員の雇用に当たっては、「発令通知書」「労働条件明示書」「授業割振表」などの交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、事前に本人の同意を得て、「雇用伺変更依頼」、変更後の労働条件明示などの手続きを適正に行うこと。

「大阪府公立学校非常勤講師取扱要綱」(平成25年4月1日・大阪府教育委員会)
教育委員会事務局府庁 Web ページ

- ・学校総務サービス課(非常勤職員雇用事務について)
- ・教職員室(人事事務処理要領・教職 Q 救箱(様式集))

<行政の福祉化>

- ア 本府では、「行政の福祉化」に全庁挙げて取り組んでいることから、府立学校においても、校舎等の建物清掃や除草業務等の外注に当たっては、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援する観点に立って、業者の選定を行うこと。

<転入学の受入対応>

- ア 一家転住等、本人の責任によらない、やむを得ない事情による転入学については、円滑な受入れを図ること。
- イ 平成23年9月当初より設けた府内の高等学校間の転入学については、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定員の範囲内において転学の機会を設けること。
- ウ 多部制単位制高校においては、転部について、多部制単位制の趣旨を踏まえ、校長が適当と判断する場合に、その対応を行うこと。

「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」(平成26年5月1日・大阪府教育委員会)
「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ及び休学・復学取扱要領及び編入学・転入学等の取扱い上の留意事項について」(平成26年5月1日・教委高第1348号)
「府立高校・私立高校間の新たな転学機会等について」(平成23年7月26日・教委高第1990号)通知(高校)(支援学校)・資料1(趣旨)、2(概要)、3(Q&A)
「転入学受入れに係るQA」(平成26年8月18日・大阪府教育委員会)

<就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策>

ア 就学支援金及び奨学給付金制度については、生徒・保護者が十分に制度を理解し必要な手続きを行うように周知に努めること。

イ 授業料等の未納者に対しては、事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談等、積極的な納入指導に取り組むとともに、「債権の回収及び整理に関する条例」及び「財務規則」に基づき適正な債権管理を行うこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合については、府教育委員会に徴収事務を引き継ぐこと。

ウ 入学料については、入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度等について十分説明し、未納防止に努めること。入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。

エ 授業料や入学料の未収金については、延滞金の対象になることにも留意すること。

「大阪府立高等学校等授業料等徴収事務取扱要領」
(平成 20 年 9 月 10 日・大阪府教育委員会 (平成 27 年 4 月 1 日・教委施財第 1131 号により改定))

<備品の適正管理>

ア 備品の管理に当たっては、物品管理者(校長)、物品取扱責任者(事務(部)長・課長補佐・主査)が定期的に現物調査し、照合確認等すること。

イ 物品取扱者(教職員)は、その担当する備品について、責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。

「備品管理の適正化について」(平成 23 年 7 月 13 日・教委施財第 1661 号)

■第7章 安全で安心な学びの場づくり

1 「取組みの重点」に関する事項

(27) 【生徒支援の充実】

＜生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携＞

ア 幼児・児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、被虐待など幼児・児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、その自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて考えさせるよう努めること。

イ 幼児・児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止め、必要に応じて地域の保健医療機関と連携するなど適切に対応できるよう、精神科医や臨床心理士等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。

(29) 【学校の体育活動中の事故防止の取組み】

《学校の体育活動中の事故防止の徹底＞

ア 各活動場所については、活動内容、児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。

イ 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。

ウ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。

エ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、指導を徹底すること。

オ 熱中症の予防については、活動時の環境条件に配慮し、水分補給などの措置を講ずること。

カ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

キ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

「体育授業中の事故防止について」（平成19年10月3日・教委保第1921号）

「学校の体育活動中の事故防止の徹底について」（平成25年8月19日・事務連絡）

「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」

（平成25年9月9日・教委保第1888号）

「学校体育における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年4月・文部科学省）

「落雷事故の防止について」（平成26年8月7日・教委保第1669号）

「学校の体育活動中の事故防止について」（平成27年5月12日・教委保第1258号）

「学校プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」

（平成27年5月14日・教委保第1256-2号）

「熱中症予防対策の徹底について」（平成 27 年 8 月 21 日・教委保第 1747 号）
「学校の体育活動中の事故防止について」（平成 27 年 10 月 28 日・教委保第 2024 号）

2 その他の重要事項

<学校安全計画の策定>

ア 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

イ 学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

<安全確保及び学校の安全管理>

ア 子どもの安全を脅かす事象に対しては、学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じること。

イ 学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに学校独自の危機対応マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。

ウ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

エ 改正道路交通法を踏まえ、交通安全に関する指導を充実するとともに、とりわけ登下校時の自転車利用については、ルールやマナー等を徹底すること。

「交通安全教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」

（平成 24 年 3 月・文部科学省）

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 22 年 3 月・文部科学省）

「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成 19 年 3 月改訂・大阪府教育委員会）

「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年 6 月・文部科学省）

「安全教育教材ビデオ『きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室』」

（平成 15 年 3 月・大阪府教育委員会）

「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」（平成 16 年 1 月・文部科学省）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」

（平成 14 年 10 月・大阪府教育委員会）

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」（平成 13 年 7 月・大阪府教育委員会）

<安全対策の推進>

ア 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月・文部科学省)
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月・大阪府教育委員会)
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月・大阪府教育委員会)
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」
(平成15年12月・大阪府教育委員会)

<緊急事態への対処>

ア 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。

イ 教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。

「平成27年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び報告について」
(平成27年7月23日・教委高第2009号)
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月・大阪府教育委員会)
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月・大阪府教育委員会)
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」
(平成15年12月・大阪府教育委員会)

<保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底>

ア 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

イ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

ウ 国民健康保険法を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなることのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

「熱中症事故等の防止について」(平成27年5月25日・教委保第1296号)
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(平成20年3月31日・日本学校保健会)
「アレルギー疾患対応資料の配布について」(平成27年3月9日・教委保第2566号)

<AEDを含む心肺蘇生実習の実施>

ア 全ての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。

イ 生徒に対して保健の授業等において実習が実施できるように計画すること。

<学校給食における衛生管理の徹底>

ア 学校給食実施支援学校においては、学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づく、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めること。

「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成 21 年 4 月 1 日・文部科学省）

■第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

1 「取組みの重点」に関する事項

(30) 【家庭教育支援の充実】

<教育コミュニティへの参画と活性化>

ア 学校を核とし、地域社会の様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムに参画し、その活性化を図ること。

<地域教育協議会への参画・協力>

ア 教育コミュニティづくりを推進するため、近隣地域の学校支援地域本部や「地域教育協議会（すこやかネット）」等に積極的に参画・協力し、学校教育活動や地域活動の活性化を図ること。

イ 支援学校においては、教育コミュニティづくり推進事業の活用等により、地域社会の様々な人々による学校教育への支援活動が活性化するよう努めること。

<親学習の実施促進>

ア 児童・生徒に対して、学校の授業等において、親学習の推進を図るとともに、府教育委員会が実施する親学習に関する教職員研修に積極的に参加すること。とりわけ、全ての府立高校での親学習の実施に努めること。

イ 保護者の主体的な学びを促進し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、PTA研修等の場を活用した親学習の実施に努めること。

ウ 親学習の実施に際しては、府教育委員会作成の親学習教材等を積極的に活用するとともに、必要に応じ親学習リーダーをはじめとする地域人材等との効果的な連携を図ること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（平成27年11月増補・大阪府教育委員会）

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」

（平成27年3月増補・大阪府教育委員会）

2 その他の重要事項

<PTA活動の活性化>

ア 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。

資 料

I 大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

内 容 府内の児童生徒、保護者、教職員に対し、教育上の様々な問題や悩みについて、電話、メール、面接による教育相談（学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談）を実施する。

（相談は無料、秘密は厳守する）

- ・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる
- ・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24 時間対応「すこやか教育相談 24」

（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けている。）

電話 0570-078310

FAX 06-6607-9826（教育相談室直通）

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）
ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日
面接相談は学校を通しての予約が必要

場 所 大阪府教育センター 教育相談室（本館5階）
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

交通機関 地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m
JR 阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1400m
近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/>

2 大阪府高等学校適応指導教室（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校適応指導教室

内 容 心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある府立高等学校生徒を対象に学校復帰をめざして学習支援や心理支援を行う。

場 所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-1-72 大阪府教育センター附属高等学校内
問合せ先 大阪府高等学校適応指導教室 電話：06-6607-7366
午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン（電話相談）
 電話番号 06-6772-7867
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
 主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック（面接相談）
 電話番号 06-6773-4970
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
 主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題に合った指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が、面接とともに親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるためには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）まで、相談して予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター
 電話番号 06-6691-2811（代表）
 06-6607-8814（電話相談専用）
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
 （面接相談を希望する場合は予約制）

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター	072-828-0161	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
青少年相談コーナー	072-844-1331(代)	
池田子ども家庭センター	072-751-2858	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 に住んでいる方
青少年相談コーナー	072-752-4111(代)	
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 に住んでいる方
青少年相談コーナー	072-627-1121(代)	
東大阪子ども家庭センター	06-6721-1966	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
青少年相談コーナー	072-994-1515(代)	
富田林子子ども家庭センター	0721-25-1131	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
青少年相談コーナー	0721-25-1553(代)	

岸和田子ども家庭センター	072-445-3977	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 に住んでいる方
青少年相談コーナー	072-439-3601(代)	

6 児童虐待通告電話

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

7 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

組合員の心身の健康増進のために、気軽にこころの専門家に相談できる窓口の設置及び学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣する

所在地 〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3 社会医療法人 弘道会 なにわ生野病院2階

電話 0120-556-879

URL <http://www.koudokai.or.jp/naniwa-hp/osaka-mh/>

【相談事業】

① 対象

組合員と被扶養者

② 相談内容

ご自身のこころの健康に関する相談

管理職からの職場環境・教職員のメンタルヘルス等に関する相談

※相談内容は秘密厳守で実施

③ 相談形式

大阪メンタルヘルス総合センター内での直接面談のみ

(電話・メールでの対応はいたしません)

④ 費用

無料(治療が必要となった場合は、医療保険での通常診療となる)

※ご自身の相談は原則として1回あたり50分以内、3回まで

⑤ 相談スタッフ

臨床心理士(必要に応じて心療内科医・精神科医が対応)

⑥ ご利用方法

初回は電話での予約が必要

電話番号 0120-556-879

【予約受付時間】 月曜日～土曜日 午前10時～午後6時

【相談時間】 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

※年末年始(12月29日～1月3日)ならびに「国民の祝日に関する法律」に規定された休日を除く

【研修事業】

① 研修会等

健康をテーマとした講演会、メンタルヘルスに関するセミナーを実施

別途、教育センター等の関係機関と連携し、メンタルヘルスに関する研修を実施

② 研修会等への講師派遣事業

学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣

※ 組合員10人以上の参加を条件

※ 派遣に要する費用は無料

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ)

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する相談・情報発信、②学びを深めるための研究・研修支援、③学校づくりや授業づくりに関する資料収集・発信等を行っている。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka-c.ed.jp	○地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 ①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ 1400m ○近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ 1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後 3 年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族 (二世) 等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校及び高等学校に通学する子 (三世) について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っている。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 TEL 06-6944-1717

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4 階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、 中央区の一部（旧東区）、東成区、 城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、 阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6 階 605 号	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、 此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2 階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南 区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、 港区、大正区、住之江区
八 尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3 階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 泉北郡
豊 中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1 階	少年育成室 06-6866-3000 育成支援室 06-6863-0099	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
枚 方	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-843-2000 育成支援室 072-843-1999	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 南河内郡
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4 階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
茨 木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 三島郡
① 受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み		② 相談申込 電話か直接来所 ③ 相談担当者 警察職員	
リンク集： ○ 大阪府警察 http://www.police.pref.osaka.jp/ (トップページから「少年サポートセンター」を検索) ○ 大阪府青少年課 http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syouunensupportcenter/index.html			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	J R 阪和線「信太山」駅 下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス「阪南ネオポリス」 下車 東へ600m
日本民家集落博物館	〒561-0873 豊中市服部緑地1-2	06-6862-3137	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 北西へ1km
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から南海バス 「上高向」下車 南東へ800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線「箕面」駅下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線「大阪狭山市」駅 下車 西へ700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	J R 環状線「芦原橋」駅下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線・J R 環状線 「森ノ宮」駅下車 西へ400m
少年自然の家	〒597-0102 貝塚市木積字秋山長尾3350	072-478-8331	水間鉄道「水間観音」駅から 福祉型コミュニティバス(は もにーばす)「少年自然の家」 下車 400m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄・京阪「淀屋橋」駅 下車 1号出口北東へ300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線「荒本」駅 下車 1番出口北西へ400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBAビル7階	06-6631-0884	地下鉄「なんば」駅、 近鉄・阪神・南海「難波」駅 下車 200m

1 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

2 組織運営に当たって

(1) 中期的目標と学校経営計画

<中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、PDCAサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないように、業務のシステム化・ICT化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

<学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努める。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、すべての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

(2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

<首席等>

- ア 首席及び学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席及び学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長及び教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

<運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席及び学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。
- イ 首席及び学年・分掌の長は、校長・准校長に対し、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。

ウ 運営委員会等において、首席及び学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

<職員会議>

ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

イ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。

ウ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。

エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の権限を制限することがあってはならない。

オ 校長・准校長が特に必要と認める場合、挙手・投票により教職員の意見を聴取することができる。ただし、教職員による挙手・投票の実施を原則としたり、教職員の意見が校長・准校長の権限を実質的に制限することがあってはならない。

カ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。

キ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

<会議運営>

ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で行う。

イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。

ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。

イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。

ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。

エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。

オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

イ その権限の行使に当たって校長・准校長は、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。また、教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。

ウ 校長・准校長は、自らの指揮監督のもと、必要に応じて校内人事に関する事務を行うための校内組織を置くことができる。ただし、この校内組織は、校長・准校長を補佐するため、教頭や首席等を主たる構成員として置かれるものであり、構成員の決定、運営、意思決定等、いかなる場面においても校長・准校長から独立したものであってはならない。(当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長・准校長が追認することは認められない。)

(4) 予算

ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。

イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。

- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないよう他校とも連携し積極的な活用を図る。
 - エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
 - オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。
- (5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために
- ア 学校経営を行うに当たってPDC Aサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
 - イ 学校経営を行うに当たって校長・准校長は、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
 - ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。



大阪「こころの再生」府民運動

～大阪あったかプロジェクト～